

担保法制部会の新たな提案に対する意見

2023年12月18日
公益社団法人リース事業協会
一般社団法人日本自動車リース協会連合会

法制審議会・担保法制部会において、「動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約」として、リース取引(ファイナンス・リース取引のみならずオペレーティング・リース取引を含む)。これらの定義は会計制度によるものとする。以下同じ。)の法制化に関する新たな提案(以下「新たな提案」という。)が示されていますが、両協会は、その内容を吟味した結果、新たな提案は、現状のリース取引の実務に混乱をもたらす可能性が高く、とりわけ中小企業等における円滑な設備導入を促進するリース取引に対して多大な負の影響を及ぼす提案であり、以下に述べる理由により、新たな提案によるリース取引の法制化に断固として反対します。

新たな提案は、担保法制の見直しに関する中間試案(以下「中間試案」という。)の提案と異なるものであり、中間試案に対して示された各界の意見を丁寧に議論することなく、第37回会議で唐突に示され、中間試案に対して各界からの反対意見が示されているのにも関わらず、「リース取引の法制化ありき」で拙速な議論が進められていることに困惑していることを付言します。

I 動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約に対する意見

提案内容	リース事業協会及び日本自動車リース協会連合会意見
<p>第1 動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約についての特則</p> <p>1 <u>譲渡担保債権の目的財産が動産を一定の期間（以下「利用期間」という。）利用する権利（以下「動産利用権」という。）である場合において、その譲渡担保債権を目的とする債権譲渡担保契約が、動産利用権の設定に係る対価の支払債務（以下「利用料債務」という。）を担保するためにされたものであるときは、当該債権譲渡担保契約における債権譲渡担保権は、民法第467条第2項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾がなくても、第三者に対抗することができるものとする。</u></p>	<p>1. リース取引への適用は取引当事者の意思に反していること</p> <ul style="list-style-type: none"> 担保法制部会のこれまでの議論の経緯を踏まえると、新たな提案の適用対象として想定されている取引は、「リース取引」（ファイナンス・リース取引のみならずオペレーティング・リース取引を含む。これらの定義は会計制度によるものとする。以下同じ。）であることは明らかです。 しかしながら、ユーザー及びリース会社ともに、リース取引において「動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約を締結する」という意思（約定）は皆無であり、それにもかかわらず、リース取引を「動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約」と評価しようとする考え方に強い違和感を覚えます。 この点に関し、部会資料40の説明においては、「明文規定がなくとも、個別具体的な事案において、動産を目的とするファイナンス・リース契約について、その約定の性質に照らして動産利用権を目的とする債権譲渡担保権であると性質決定される場合があることは否定することができない。」との記載があるものの、上記のとおり、そのような意思（約定）自体が存在しないにもかかわらず、「動産利用権を目的とする債権譲渡担保権であると性質決定される場合があることは否定することができない。」とする論旨の根拠について疑義があります。 <p>2. 適用範囲が不明確であること</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記1. のとおり、新たな提案はリース取引を適用対象として想定していると考えられる一方で、第1項記載の「譲渡担保債権を目的とする債権譲渡担保契約が、動産利用権の設定に係る対価の支払債務…を担保するためにされたものであるとき」との要件は非常に抽象的であり、新たな提案は、その文言上、適用範囲が不明確です。新たな提案が、リース取引のみならず、いわゆるレンタル取引を含む貸借型取引一般に対して、広く適用されるおそれもあり得ます。特に長期のレンタル取引は、新たな提案による規律が適用されるおそれが高いと考えられます。 また、新たな提案の適用を排除することができるのはいかなる場合か（当事者の合意によって排除できるのか）が不明確であるという問題もあります。新たな提案の適用の有無をめぐってリース取引実務に重大な混乱が生じることが予想され、結果的に中小企業のリース取引の利用について萎縮効果が生じること懸念されます。 この点に関し、部会資料40の説明においては、「判例上、一定のファイナンス・リース契約が別除権として取り扱われ得るものとされているところであり、この取扱いについて現行法との相違が生ずるわけではない。」との記載があるものの、判例は、ファイナンス・リース契約に関し、「その約定の性質に照らして動産

提案内容	リース事業協会及び日本自動車リース協会連合会意見
	<p>利用権を目的とする債権譲渡担保権と性質決定される場合がある」旨を述べていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな提案は、その文言上、現行法における判例法理とは一線を画して、「その約定の性質に照らして動産利用権を目的とする債権譲渡担保権と性質決定される場合がある」ことを法制化するものであって、「現行法との相違が生ずるわけではない。」との説明は、通常の法解釈からは導き得ない見解であるように思われます。 本2.の問題点（適用範囲が不明確であること）が解消されたとしても、以下の3.及び5.で示す問題点が存在します。 <p>3. リース取引の会計制度・税制度に波及する懸念があること</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記1.のとおり、新たな提案はリース取引を適用対象として想定していると考えられることからリース取引の会計制度・税制度に波及することが懸念されます。 新たな提案は、リース取引を、「動産の利用権に一定の財産的価値がある」ことを前提に、リース会社はユーザーに「動産利用権を設定」し、ユーザーは「リース会社が設定した動産利用権目的とする譲渡担保権を設定する」ものと捉えるということになると考えられます。 多くの中小企業ユーザーは、リース取引について会計上、「賃貸借処理」をしていますが、仮に、新たな提案が規定された場合、設定を受けた「動産利用権」を資産に、「未払いの動産利用権の対価（リース料）」を負債に計上することが公正妥当な会計処理であるという考え方が中小企業ユーザーに適用されることが強く懸念され、それが税制度（法人税、固定資産税、消費税、印紙税等）に波及することが想定されます。 これによって、中小企業ユーザーの経理処理・税務処理が複雑となり、リース取引の利便性が著しく損なわれることとなります。 リース取引は、中小企業ユーザーにとって重要な設備導入手段として浸透しているところ、その利便性が著しく損なわれることにより、中小企業ユーザーの設備導入手段が狭まり、結果として、わが国経済に負の影響を及ぼすことが懸念されます。 <p>4. 他の法制度への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> リース取引は、各種法令等に定める「賃貸借」、「賃貸」、「賃借」、「貸与」若しくは「賃貸業」、又は「賃貸人」、若しくは「賃借人」に該当するものとして、各種法令等の規律に従っています。 リース取引が「動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約」とされた場合、「賃貸借」とは異なる概念の取

提案内容	リース事業協会及び日本自動車リース協会連合会意見
	<p>引であると理解され、リース取引又はリース取引に関与する当事者が各種法令等に定める「賃貸借」、「賃貸」、「賃借」、若しくは「賃貸業」、又は「賃貸人」、若しくは「賃借人」に該当するか否かの疑義が生じ又は強まることとなります。</p> <p>(例) 犯罪による収益の移転防止に関する法律では、「特定事業者」として、「顧客に対し、その指定する機械類その他の物品を購入してその賃貸（政令で定めるものに限る。）をする業務を行う者」を規定していますが、「動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約」が「賃貸」に該当するのか、ひいてはリース会社が特定事業者に該当するものとして、取引時確認等の義務を負うのか、疑義が生じます。</p>
<p>2(1) 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の私的実行は、<u>帰属清算方式又は処分清算方式によるものとし、帰属清算の通知の日又は処分清算譲渡の通知の日から 2 週間が経過した時</u>（帰属清算の通知の後その時までの間に担保権実行手続中止命令が発せられた場合は、その時又は当該中止命令が効力を失った時のいずれか遅い時）のほか、債権譲渡担保権者又は処分清算譲渡による譲渡を受けた第三者が動産利用権の目的である動産の引渡しを受けた時にも、<u>終了するものとする。</u></p>	<p>5. 下記の論点について議論が尽くされていないこと</p> <p>(注) 本5.では、仮にリース取引を「動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約」と位置付けた場合に生じる問題点を記載していますが、そもそもリース取引が「動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約」と位置付ける考え方自体に問題がありますので、下記の問題点が解消されたとしても、新たな提案に賛成するものではないことを念のため付言します。</p> <p>① リース物件の残価の低下リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> リース会社はリース物件の残存価額（以下「残価」という。）の低下リスクを負担していますが、左記提案は、残価の多寡に関わらず、リース会社が帰属清算の通知等をしてから2週間が経過しなければユーザーの動産利用権が消滅しないため、リース会社がユーザーに対してリース物件の返還を求めることができず（以下「2週間ルール」という。）、リース会社は、その間の残価の低下リスクを負うこととなります。 経済情勢の急変により物件の中古価値が急速に下落する可能性がある以上、2週間ルールに基づき、リース会社がリース物件の返還を求められない間に、物件の残価が低下する可能性があります（例えば、リース料の不払発生時においては、残価が利用料債務額を上回る場合でも、2週間の経過により残価が利用料債務額を下回る可能性も否定はできません。）。したがって、2週間ルールについて、「リース会社の利益が害されるリスクが小さい」と言い切ることはできないと考えます。 <p>② リース物件の所有権侵害リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> そもそも、リース契約では、ユーザーにリース料の不払いが生じた場合、リース会社が即時にリース契約を解除することを可能とする規定を設けるのが通常であり、リース料の不払いが生じた場合、リース会社が、即時にリース契約を解除し、ユーザーに対してリース物件の返還を求めるとというのが従前の実務です。 上記①に記載したとおり、2週間ルールが法制化された場合、リース料の不払いが生じたとしても、リース会社は、帰属清算の通知等から2週間が経過しない限り、リース物件の返還を求められないこととなりますが、その間に、ユーザーが、無権限で、リース物件を第三者に売却することが危惧され、特に中古市場価値の高いリース物件（自動車、建設機械、汎用性のある機械類等）はそのリスクが高くなります。

提案内容	リース事業協会及び日本自動車リース協会連合会意見
	<ul style="list-style-type: none"> • ユーザーがリース物件を第三者に売却した場合、第三者がリース物件を即時取得し（民法192条）、リース会社がリース物件の所有権を喪失したり、リース会社がリース料債権を回収することができなくなったりすることが懸念されます。リース料の不払いを生じさせているユーザーは資金状況が悪化しており、リース物件を第三者に売却してしまうリスクが高まっているため、一刻も早いリース物件の回収が必要であるにもかかわらず、2週間ルールが法制化された場合、リース会社は、帰属清算等の通知から2週間が経過しない限り、ユーザーに対する法的な返還請求権を行使し得なくなり、リース債権回収上重大な問題があると言わざるを得ません。 <p>③ マネー・ローンダリングに関するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> • 上記②に関連し、ユーザーがリース物件を勝手に売却する事案が生じており、そのような事案において、犯罪組織等が関与することがあります。2週間ルールは、このような行為を助長することにもつながり、犯罪組織等に売却資金が流れることにより、マネー・ローンダリングに悪用される法制度になりかねないと考えます。 <p>④ リース料が増額され、ユーザーが不利益を被ることが危惧される</p> <ul style="list-style-type: none"> • リース会社は、ユーザーにリース料の不払いがあれば、リース物件の返還を求めることができるとの前提で、リース料を設定しており、2週間ルールにより、帰属清算の通知等から2週間が経過しない限り、ユーザーの動産利用権を喪失させることができず、仮に当該期間内にリース物件を第三者に売却しようとする場合には、動産利用権の負担が付着した状態でリース物件を売却しなければならないということになりますと、リース会社としても、かかる前提でリース料を設定せざるを得ず、結果的にリース料が増額され、ユーザーが不利益を被ることが危惧されます。 <p>※上記以外の論点として、私的実行の「終了」が意味するところが明らかではないことを指摘します。</p>
<p>(2) 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の私的実行に当たっては、譲渡担保権者は、利用権の目的である動産について、実行のための保全処分及び引渡命令（実行後の引渡命令を含む。）の裁判手続を利用することができるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">-</p>

提案内容	リース事業協会及び日本自動車リース協会連合会意見
<p>(3) 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の実行における当該動産利用権の価額は、帰属清算時又は処分清算時における当該動産の価額から利用期間が満了した時における当該動産の見積価額を控除した額と推定するものとする。</p>	<p>6. 特に中小企業はリース取引を利用する機会を失うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状、基本的にリース会社は、ユーザーがリース物件の使用を継続しリース料全額が支払われるか、仮にユーザーがリース料全額を支払えない事態が生じたとしてもリース物件が返還されることを前提として、ユーザーに信用を供与しています。 上記1. のとおり、新たな提案はリース取引を適用対象として想定していると考えられるところ、新たな提案が法制化され、リース取引がリース物件の動産利用権に譲渡担保権を設定するものとして取り扱われた場合、ユーザーの倒産（法的整理）時には、リース料債権は別除権付債権として取り扱われる一方で、動産利用権の評価額は不明確（又は左記の提案を踏まえると動産利用権の評価額は残リース期間のリース料と比べて著しく低額となる）であり、信用補完のためにリース物件の中古価値や対象事業におけるリース物件の重要性等を考慮して取り組むリース取引が行いづらくなることとなります。 新たな提案が法制化された場合には、上記のとおり信用補完方法についての問題が生じるところ、リース会社は、借入依存度の高い財務体質に鑑み、総じてユーザー審査を手堅く行うため、特に信用力の低い中小企業からのリースの申込についてはこれを謝絶せざるを得ず、この結果、中小企業の設備投資が減退しリース物件を提供する中小企業メーカーへの悪影響（設備受注の減少）も強く懸念されます。 また、自動車リースの多くは、自動車のメンテナンスを付したオペレーティング・リース取引（以下「メンテナンス・リース取引」という。）で行われていますが、同規定により、メンテナンス・リース取引がリース物件である自動車の動産利用権に譲渡担保権を設定するものとして取り扱われてしまうことが強く懸念されます。 仮に、メンテナンス・リース取引のユーザーが倒産し、倒産後もリース物件である自動車を継続利用する場合、メンテナンス部分を含めた動産利用権の評価額が不明確（又は左記の提案を踏まえると動産利用権の評価額は残リース期間のリース料と比べて著しく低額となる）であり、動産のリース取引の事例も踏まえると、リース料の回収可能額の大幅な減額が予想されます。その一方、自動車リース会社は自動車のメンテナンス費用や保険付保・自動車関係諸税を負担せざるを得ないところ、上記のとおりリース会社として債権回収の期待値が大幅に下がることから、ユーザーの信用供与を絞り込まざるを得ないこととなり、特に中小企業ユーザーの自動車リースの利用機会を損なうこととなります。
<p>3 動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約における当該動産利用権の設定に係る合意については、所有権留保契約における倒産開始申立特約に関する規定を準用するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">-</p>

II 譲渡担保契約（総則）に対する意見

（注）本意見は、仮にリース契約が「動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約」と取り扱われた場合の論点を指摘したものであり、一般論として当該部分に反論するものではなく、該当部分の修正が行われたとしても、新たな提案に賛成するものではないことを付言します。

提案内容（担保法制部会資料 37 - 1）	リース事業協会及び日本自動車リース協会連合会意見
<p>第1 定義</p> <p>4 譲渡担保権者 譲渡担保権を有する者をいう。</p> <p>（説明）</p> <p>4 譲渡担保権を有する者は、必ずしも譲渡担保契約において譲渡担保財産の譲渡を受けた者に限定されるものではなく、<u>被担保債権が譲渡された場合にはこれに随伴して譲渡担保権も移転することになる。「譲渡担保権者」は、このような譲渡担保権の移転を受けた者も含まれる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 担保法制部会資料 37-1(以下「部会資料 37-1」という。)の第1の4の規定に関する説明文においては、被担保債権が譲渡された場合、これに随伴して譲渡担保権も移転することになるとされております。そのため、リース会社がリース料債権を第三者に譲渡した場合、動産利用権を目的物とする譲渡担保権も当該第三者に移転することになり、ユーザーのリース料不払いにより当該第三者が譲渡担保権を実行する可能性があります。 この場合、リース会社の同意なくリース物件の動産利用権が当該第三者に帰属する(帰属清算方式)、あるいは当該第三者により売却されリース会社の想定していない者に帰属する(処分清算方式)こととなります。 この点、帰属清算方式による実行を選択すると、一般的には、債権譲受人は、担保の目的物である「動産利用権」を自己に帰属させることとなりますが、リース会社及び債権譲受人がリース料債権の譲渡に当たり債権譲受人によるリース物件の利用を想定しているものとは考えられず、その意味で、リース料債権が譲渡された場合の実行方法は基本的には処分清算方式によることとなると思われます。 一方で、処分清算方式による実行が行われた場合、担保の目的物である「動産利用権」は第三者に売却されることとなりますが、リース会社の許可なくユーザー以外の第三者がリース物件の「動産利用権」を取得し、これを利用することをリース会社が想定しているものとも考え難いこととなります。 このように、第三者が担保権者になること、すなわち、リース契約の契約関係から離れてリース物件の「動産利用権」のみを譲渡することをリース契約の当事者が想定しているものとは思われません。それにもかかわらず、仮にリース契約が「動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約」と取り扱われた場合、上記の問題が生じることから、リース会社によるリース料債権の流動化に支障が生じることが強く懸念されます。
<p>第2 譲渡担保契約に関する総則規定</p> <p>3 譲渡担保権者による譲渡担保財産の譲渡</p> <p><u>譲渡担保権者は、譲渡担保権の実行手続によらなければ、譲渡担保財産を譲渡することができないものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 部会資料 37-1の第1の2の規定によれば、リース契約における「譲渡担保財産」とは、リース物件の動産利用権を指すことになると考えられますが、リース契約を解除することによりユーザーの動産利用権を喪失させることも動産利用権(「譲渡担保財産」)の譲渡に含まれると解釈される場合には、リース契約の解除によりリース物件を取り戻すという従前の運用が制限され、譲渡担保権の実行手続(すなわち帰属清算方式か処分清算方式の所定の手続)を取らなければならないおそれがあります。 この点、部会資料 37-1の第2「譲渡担保契約に関する総則規定」(以下「総則規定」という。)3の文言は譲渡担保財産の「譲渡」を対象としているところ、リース契約が譲渡担保設定契約にあたるという法制度を前提とし、

提案内容（担保法制部会資料 37 - 1）	リース事業協会及び日本自動車リース協会連合会意見
	<p>かつ、総則規定 3 の趣旨が譲渡担保権設定者の保護と担保実行の安定性を趣旨としていることに鑑みれば、動産利用権の喪失も「譲渡」に含まれると解釈される可能性は相応にあると考えられ、リース会社による債権回収の運用につき混乱を生じさせることが強く懸念されます。</p>
<p>第2 譲渡担保契約に関する総則規定</p> <p>4 譲渡担保権設定者の処分権限</p> <p><u>譲渡担保権設定者は、譲渡担保財産について、その有する権利を第三者に譲渡することができるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 部会資料 37-1の第1の2の規定によれば、「譲渡担保財産」とは、譲渡担保契約の目的である財産をいうとされていることから、リース契約においては、動産利用権が「譲渡担保財産」であって、総則規定4における「その有する権利」に該当すると考えられます。 • そして、賃借権の譲渡を禁じる民法 612 条がリース契約における動産利用権にも適用されるか否かが必ずしも明確ではないことを踏まえると、リース契約にも総則規定 4 が適用され、これにより、ユーザーがリース会社の同意なく動産利用権を譲渡してしまうおそれがあります。 • しかしながら、リース契約においては、リース会社の許可なくユーザー以外の第三者に対し、リース物件の動産利用権が譲渡され、利用されることをリース会社はおよそ想定しておりません。仮にリース契約に総則規定4が適用される場合には、動産利用権の譲渡を受けた第三者による使用によりリース物件の目的物が毀損されたり、リース物件の所在そのものが分からなくなったりするおそれがあり、リース会社によるリース物件の管理方法に支障が生じることが強く懸念されます。

以上